

流山市地域防災計画及び事業継続計画（BCP）策定（案）



平成 23 年度流山市防災会議資料

平成 24 年 3 月 16 日

市民生活部 安心安全課



目 次

「流山市地域防災計画及び事業継続計画（BCP）策定」の概要	1
1. 基礎調査	2
1.1 想定地震	2
1.2 被害想定結果	3
2. 地域防災計画の修正	7
2.1 修正の趣旨	7
2.2 基本方針	8
2.3 主な修正事項	9
3. 事業継続計画（BCP）の策定	16
3.1 流山市における災害時の事業継続の課題	16
3.2 流山市事業継続計画の目的と検討内容	16
3.3 計画の策定	17
作業工程表	18

「流山市地域防災計画及び事業継続計画（BCP）策定」の概要

●実施の目的

- ・流山市では、平成 18 年度に流山市防災対策調査を実施し、平成 19 年度に流山市地域防災計画の全面見直しを行いました。
- ・しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により流山市においても様々な被害や影響が発生したことから、この震災の教訓を踏まえ、また、国や県の動向に配慮しながら、地震対策を見直すことは喫緊の課題と考えます。
- ・そのため、平成 23 年度及び平成 24 年度の 2 ヶ年をかけ、地震被害想定の見直しや複合災害の想定を行ったうえで、流山市地域防災計画を修正するとともに、新たに流山市事業継続計画（BCP）を策定します。
- ・これらの計画の修正・策定により、職員の防災対応力と市の事業継続力を強化し、市民の生命、財産を守り、安心・安全を実現する防災・減災体制の確立を図ります。

●実施する事項

1. 基礎調査

平成 19 年度の防災対策調査書を踏まえながら想定地震の再検討を行い、新たな地震動予測結果のもとに、現状の人口や構造物の地域データに即して、建物やライフライン等の物的被害、死傷者や避難者等の人的被害の予測を行います。また、風水害と地震災害の複合災害についても検討します。

2. 地域防災計画の修正

基礎調査の結果を踏まえ、また、東日本大震災の教訓を活かし、国及び県における防災対策の見直しを反映して、震災対策計画を中心に地域防災計画の修正を行います。併せて職員初動マニュアルを作成します。

3. 事業継続計画（BCP）の策定

地震災害及び風水害時に、市が優先的に実施すべき「非常時優先業務」を、通常業務および災害対応業務の中から選定し、その業務を目標時間内に起動するための課題と対応策を整理した事業継続計画（BCP；Business Continuity Plan）を策定します。

1. 基礎調査

1.1 想定地震

『流山市防災対策調査書』（平成 19 年 3 月）における 2 つの想定地震（東京湾北部地震及び茨城県南部地震、ともに M7.3）、さらに流山市地震ハザードマップで想定した流山市直下の地震（M6.9）による地震動分布を勘案し、流山市における今後の地震防災対策推進に際して前提とするのが適切な想定地震として、新たに流山市直下の地震（M7 クラス）の地震を設定しました。

想定地震の考え方については、下表に示します。

表 想定地震の考え方について

Mj：気象庁マグニチュード

今回調査	市直下・活断層（仮想）	・流山市直下に仮想的に内陸活断層による地震が発生した場合を想定 ・地震の規模は調査等では特定できていないので、3つの規模を想定	
		<i>Mj</i> 7.0	・南関東における陸域の震源を予め特定しにくい地震の最大規模を想定した場合
		<i>Mj</i> 7.2	・三浦半島断層と同程度の地震を想定した場合
		<i>Mj</i> 7.3	・立川断層による地震及び阪神淡路大震災と同程度の地震を想定した場合
前回調査	東京湾北部・プレート境界	<i>Mj</i> 7.3	・南関東直下で起こる切迫度の高いプレート境界の地震を想定 ・中央防災会議が南関東直下で起こりうると想定しているいくつかの地震のうち、流山市に与える影響が大きい2つの地震
	茨城県南部・プレート境界	<i>Mj</i> 7.3	

1.2 被害想定結果

●震度分布

今回の調査で想定した地震が発生した場合の震度分布を下図に示します。

流山市内のほぼ全域で震度6強以上に見舞われると予測されます。

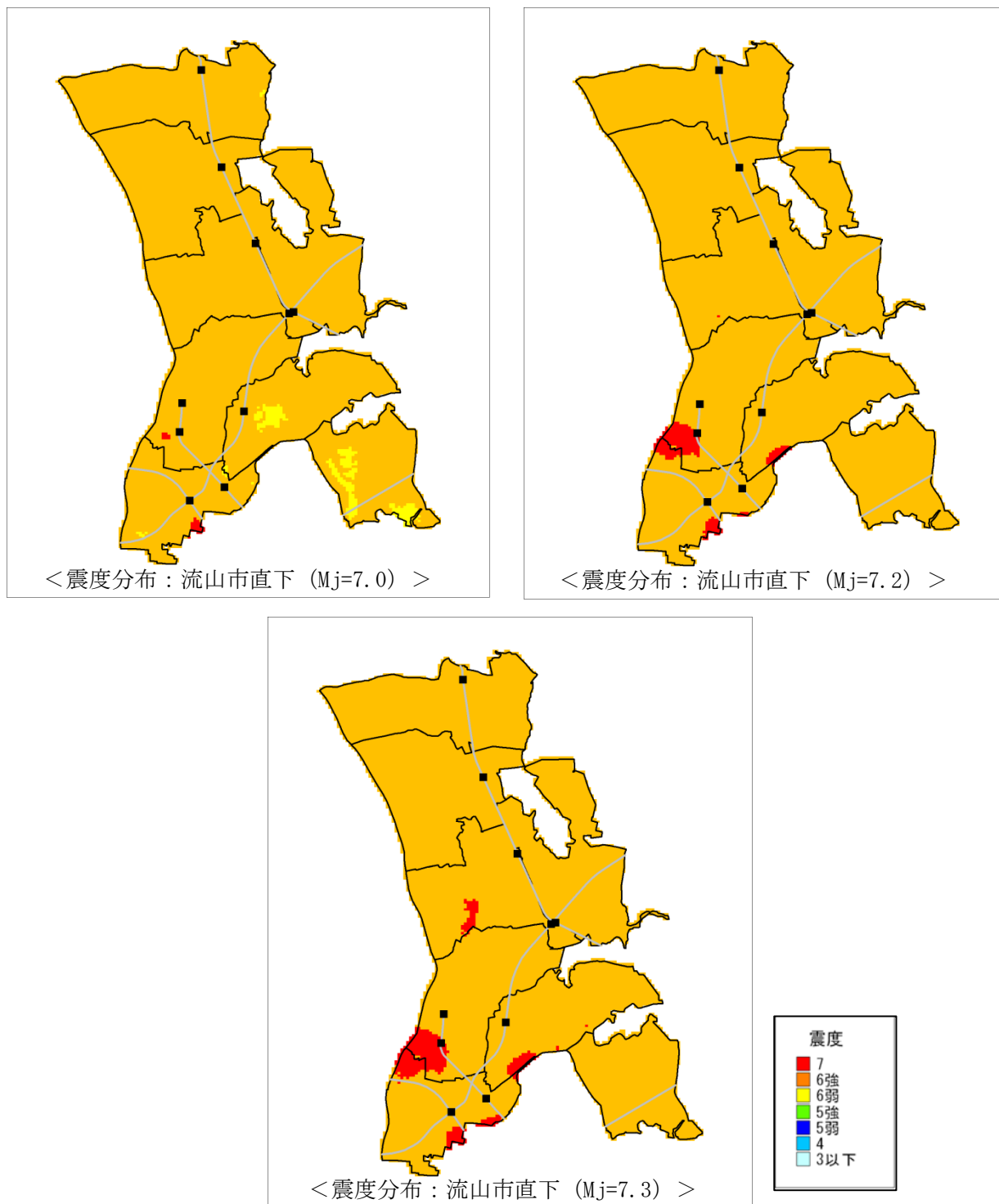


図 震度分布図

●液状化危険度分布

今回の調査で想定した地震が発生した場合の液状化の危険度分布を下図に示します。

流山市西部の江戸川沿いや南西部の低地の広い地域で液状化の危険度が高くなると予測されます。また、小河川沿いなどの地域でも液状化の危険度が高くなると予測されます。

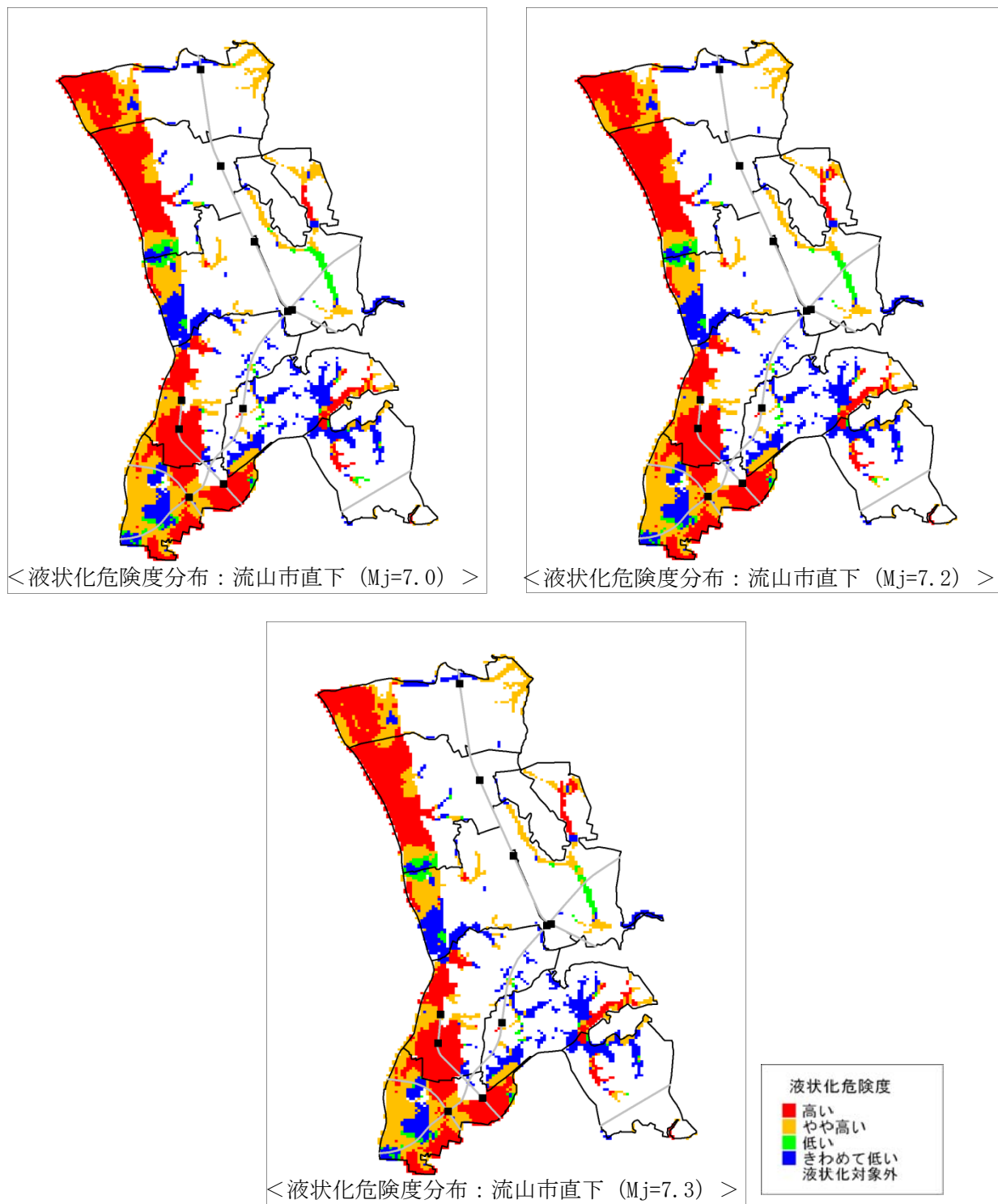
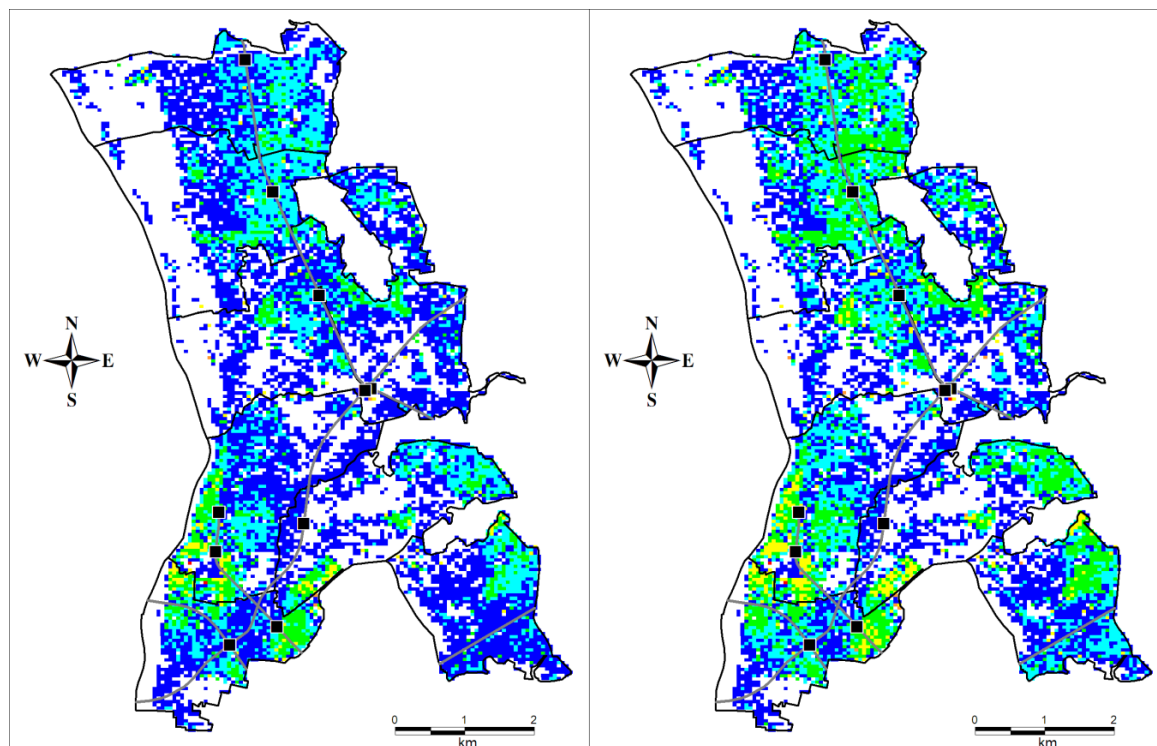


図 液状化危険度分布図

●建物被害：全壊棟数分布

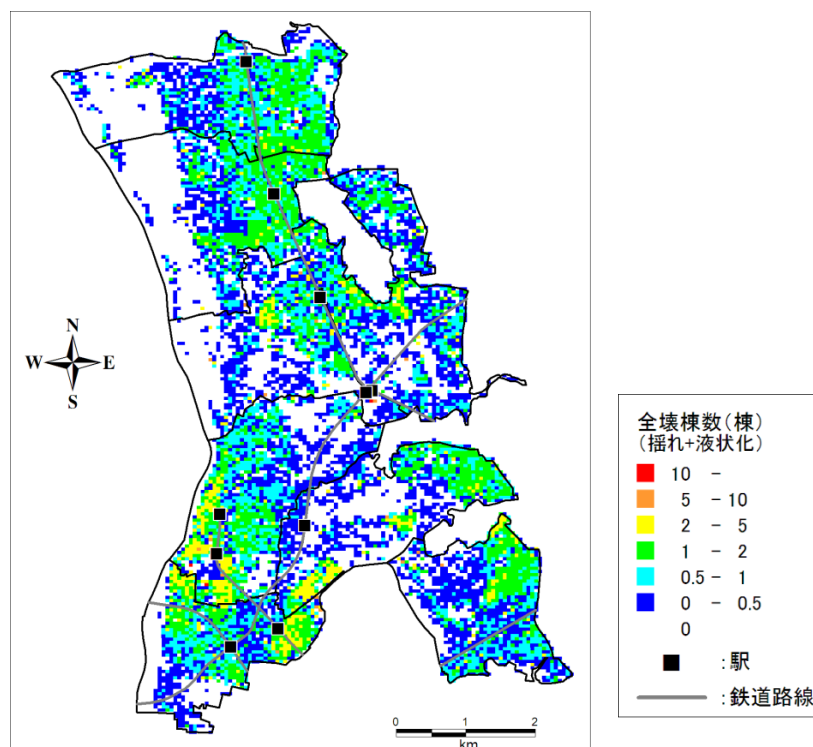
今回の調査で想定した地震が発生した場合の全壊棟数の分布を下図に示します。

流山市全域で被害が発生すると予測されますが、特に南西部で被害が大きくなると予測されます。



<全壊棟数分布：流山市直下（Mj=7.0）>

<全壊棟数分布：流山市直下（Mj=7.2）>



<全壊棟数分布：流山市直下（Mj=7.3）>

図 全壊棟数分布図

表 流山市全体における構造別建物被害予測結果一覧表

地震	建物構造	現況棟数	揺れによる被害				液状化による被害				揺れ+液状化による被害				平均震度による「概算値」	
			全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)	全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)	全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)	死者数 (人)	避難者数 (人)
流山市直下 Mj7.0	木造	37,877	3,894	10.28	7,784	20.55	96	0.25	216	0.57	3,990	10.53	8,000	21.12	300	24,000
	非木造	9,120	570	6.25	680	7.46	10	0.11	14	0.15	581	6.37	694	7.61		
	全建物	46,997	4,464	9.50	8,465	18.01	106	0.23	230	0.49	4,570	9.73	8,694	18.50		
流山市直下 Mj7.2	木造	37,877	5,558	14.67	8,467	22.35	97	0.26	219	0.58	5,655	14.93	8,687	22.93	400	36,000
	非木造	9,120	690	7.57	859	9.42	11	0.12	14	0.15	701	7.68	873	9.57		
	全建物	46,997	6,248	13.29	9,326	19.84	108	0.23	233	0.50	6,356	13.52	9,559	20.34		
流山市直下 Mj7.3	木造	37,877	6,451	17.03	8,676	22.91	98	0.26	222	0.58	6,549	17.29	8,898	23.49	500	41,000
	非木造	9,120	752	8.24	949	10.41	11	0.12	14	0.15	763	8.36	964	10.56		
	全建物	46,997	7,202	15.32	9,626	20.48	109	0.23	236	0.50	7,311	15.56	9,861	20.98		

※四捨五入の関係で合計が合わない箇所がある。

表 構造別建物被害予測結果一覧表：流山市直下(Mj=7.0)

中学校区名	現況棟数	揺れによる被害				液状化による被害				揺れ+液状化による被害			
		全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)	全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)	全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)
南部中学校区	7,342	825	11.24	1,303	17.74	46	0.62	98	1.33	871	11.86	1,400	19.07
常盤松中学校区	5,911	556	9.41	1,119	18.93	4	0.07	9	0.16	560	9.48	1,128	19.09
北部中学校区	6,226	578	9.29	1,150	18.47	4	0.07	9	0.14	583	9.36	1,159	18.61
東部中学校区	6,292	464	7.37	1,089	17.31	3	0.05	6	0.10	467	7.42	1,095	17.41
東深井中学校区	7,362	600	8.15	1,307	17.75	3	0.05	7	0.10	604	8.20	1,314	17.85
八木中学校区	4,913	499	10.17	915	18.63	6	0.13	13	0.27	506	10.29	929	18.90
南流山中学校区	5,394	587	10.88	915	16.97	38	0.71	84	1.56	625	11.59	999	18.53
西初石中学校区	3,557	354	9.97	667	18.74	1	0.04	3	0.07	356	10.00	669	18.82
合計	46,997	4,464	9.50	8,465	18.01	106	0.23	230	0.49	4,570	9.73	8,694	18.50

※四捨五入の関係で合計が合わない箇所がある。

表 構造別建物被害予測結果一覧表：流山市直下(Mj=7.2)

中学校区名	現況棟数	揺れによる被害				液状化による被害				揺れ+液状化による被害			
		全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)	全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)	全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)
南部中学校区	7,342	1,113	15.16	1,405	19.14	46	0.62	98	1.33	1,159	15.78	1,503	20.47
常盤松中学校区	5,911	787	13.32	1,231	20.82	5	0.09	12	0.19	793	13.41	1,242	21.01
北部中学校区	6,226	827	13.28	1,265	20.31	4	0.07	9	0.15	831	13.35	1,274	20.46
東部中学校区	6,292	681	10.83	1,235	19.62	3	0.05	6	0.10	684	10.88	1,241	19.72
東深井中学校区	7,362	866	11.76	1,465	19.90	3	0.05	7	0.10	869	11.81	1,472	20.00
八木中学校区	4,913	693	14.10	1,002	20.40	6	0.13	14	0.28	699	14.23	1,016	20.68
南流山中学校区	5,394	784	14.53	992	18.40	38	0.71	85	1.58	822	15.24	1,077	19.97
西初石中学校区	3,557	497	13.97	732	20.57	1	0.04	3	0.07	498	14.01	734	20.64
合計	46,997	6,248	13.29	9,326	19.84	108	0.23	233	0.50	6,356	13.52	9,559	20.34

※四捨五入の関係で合計が合わない箇所がある。

表 構造別建物被害予測結果一覧表：流山市直下(Mj=7.3)

中学校区名	現況棟数	揺れによる被害				液状化による被害				揺れ+液状化による被害			
		全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)	全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)	全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)
南部中学校区	7,342	1,262	17.19	1,439	19.60	46	0.62	98	1.33	1,308	17.82	1,537	20.94
常盤松中学校区	5,911	913	15.44	1,267	21.43	6	0.10	13	0.21	919	15.54	1,279	21.64
北部中学校区	6,226	962	15.45	1,303	20.92	4	0.07	9	0.15	966	15.52	1,312	21.07
東部中学校区	6,292	802	12.74	1,288	20.47	3	0.05	7	0.10	805	12.79	1,295	20.58
東深井中学校区	7,362	1,012	13.74	1,523	20.69	3	0.05	7	0.10	1,015	13.79	1,530	20.79
八木中学校区	4,913	794	16.17	1,032	21.01	7	0.13	14	0.28	801	16.30	1,046	21.29
南流山中学校区	5,394	885	16.42	1,019	18.89	39	0.72	86	1.59	924	17.13	1,105	20.48
西初石中学校区	3,557	572	16.09	754	21.20	1	0.04	3	0.07	574	16.12	757	21.28
合計	46,997	7,202	15.32	9,626	20.48	109	0.23	236	0.50	7,311	15.56	9,861	20.98

※四捨五入の関係で合計が合わない箇所がある。

2. 地域防災計画の修正

2.1 修正の趣旨

◆東日本大震災の被害・対応・教訓を踏まえ、より実効性の高い計画への見直し

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、M9.0 という過去最大級の地震によって発生した未曾有の災害であり、東北 3 県を中心とした広域かつ甚大な被害が発生しました。本市においても、800 棟を超える建物の一部損壊、多数の帰宅困難者の発生、東北地方からの自主避難者の受入れ、放射性物質の飛散等の被害・影響を受け、市の防災対策に係る多くの教訓をもたらしました。

また、震災後に千葉県等において検討された防災対策に関する資料、流山市職員を対象に行われた「東日本大震災にかかる各課アンケート」等から防災対策に関する多くの課題、提案等が得られています。

今後の防災対策にこれらの教訓、課題、提案等を活かして、より実効性の高い地域防災計画への見直しを実施します。

◆流山市直下 M7 クラスの地震を前提とした防災対策の見直し

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」は、東北地方太平洋沖地震を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした従来の想定手法の限界を意味するものであったとしています。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策では、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも十分に解明されていない場合であっても、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することが求められています。

このようなことから、本市では、市で起こり得る最大規模の地震災害を流山市直下 M7 クラスの地震によるものと想定し、それを前提とした防災対策の見直しを実施します。

◆国や県における地震・津波対策や被害想定の見直しに応じた、計画全般における必要な見直し

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」による提言や平成 23 年 12 月 27 日に行われた国の防災基本計画の見直し、千葉県における地域防災計画の見直し、さらに今回本市が行う地震被害想定の見直し等に即して、市地域防災計画全般における見直しを実施します。

◆減災や多重防御の視点に重きを置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災対策の推進

最大クラスの地震に対しては、ハード整備に依存した防災対策には限界があることが東日本大震災の教訓となりました。したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民による防災対策を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していく必要があります。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠です。

その上で、最大クラスの地震に対しても、多重防御の視点からハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要です。

2.2 基本方針

1. 趣旨

- 東日本大震災の被害・対応・教訓を踏まえ、より実効性の高い計画への見直し
- 流山市直下 M7 クラスの地震を前提とした防災対策の見直し
- 国や県における地震・津波対策や被害想定の見直しに応じた、計画全般における必要な見直し
- 減災や多重防御の視点に重きを置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災対策の推進

2. 見直しの視点

- 危機管理体制の充実、わかりやすい組織体制の構築
- 被害情報の一元管理・共有体制の強化
- 自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携した減災・防災への取り組み
- 災害時要援護者や女性の視点に立った配慮
- 複合災害の想定（地震、津波、洪水）
- 住民・職員等の災害認識・防災意識の改革、周知徹底



3. 東日本大震災等の教訓に基づく検討課題

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 行政機能の確保 | 【予防・応急】 |
| (2) 情報収集・整理・分析・伝達 | 【応急】 |
| (3) 災害に強い都市づくり | 【予防】 |
| (4) 物資の備蓄・調達・輸送 | 【予防・応急】 |
| (5) 避難対策、避難所の運営 | 【予防・応急】 |
| (6) 災害時要援護者対策 | 【応急】 |
| (7) 帰宅困難者への対策 | 【応急】 |
| (8) 地域防災力の向上、防災教育 | 【予防】 |
| (9) 被災区域内の財産保全・治安維持 | 【応急】 |
| (10) 遺体の埋葬等 | 【応急】 |
| (11) 廃棄物の処理 | 【応急】 |
| (12) 放射性物質対策 | 【事故】 |
| (13) 被災者生活支援 | 【応急】 |
| (14) 他の地域への応援体制、避難者の受入れ対策 | 【応急】 |
| (15) 複合災害対策 | 【予防・応急】 |

4. 主な見直し項目及び新規・強化対策

上記(1)～(15)について約 70 の項目・対策を抽出

2.3 主な修正事項

- 現行計画に対し修正・加筆する主な事項を以下の表にとりまとめています。
- 修正事項は現時点での案であり、今後の検討に伴って変更する可能性があります。
- 新たに加える箇所は【新設】と表示していますが、タイトルについては現時点の予定です。
- 修正事項を記載していない節や項においても、時点修正や表現の見直し等を行います。

<震災編>

目次(案)	修正事項
第1章 総 則	
第1節 計画の目的・構成	・ 東日本大震災の被害・対応・教訓を踏まえ、実効性の高い計画とすることを明記
第2節 計画の基本方針	<u>第2 計画の修正</u> ・ 県への報告（「協議」から変更）
第3節 市防災会議	
第4節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	
第5節 流山市（千葉県）の自然と災害	
第6節 想定地震と被害想定	・ 流山市直下M7クラスの地震の被害想定結果の追加
第7節 減災目標の設定	・ 減災目標の見直し
第2章 災害予防計画	
第1節 訓練及び防災知識の普及計画	<u>第1 防災広報の充実</u> ・ 災害教訓の伝承 ・ 自助・共助の重要性 <u>第3 自主防災組織の整備</u> ・ 女性参画の推進 <u>第4 事業所等の防災組織の整備</u> ・ 企業との連携強化 <u>第7 防災訓練の充実</u> ・ 小中学校における防災教育、訓練の充実 ・ 地域における防災教育、訓練の充実 ・ 事業所における防災教育、訓練の充実 ・ ボランティアの防災訓練の充実 ・ 提携都市との防災訓練 ・ 全庁的な災害対応の事前訓練 <u>第8 避難所運営組織の設置【新設】</u> ・ 平時における避難所運営組織の結成、訓練の実施

目次(案)	修正事項
第2節 地盤災害予防計画	<u>第2 液状化防止対策</u> ・液状化に強いライフラインの計画的整備の推進 ・液状化に関する知識の普及
第3節 都市防災計画	<u>第2 建築物等の耐震対策</u> ・都市の不燃化、耐震化の更なる推進 ・家具類の転倒防止対策の推進 ・エレベーターにおける閉じ込め防止対策
第4節 防災施設・体制等の整備計画	
第1款 通信基盤の整備	<u>第1 災害通信施設の整備</u> ・災害時優先携帯電話やMCA無線、移動系無線、PHS、トランシーバー等の拡充
第2款 防災施設の整備	<u>第2 防災用備蓄の推進</u> ・備蓄物資の品目、数量、保管場所の見直し ・物資等の輸送体制の構築 ・燃料の確保 ・支援物資の受入れ体制の見直し ・災害時要援護者や女性に配慮した物資の備蓄、調達 <u>第5 避難施設の整備</u> ⇒ 第5節 避難対策【新設】に移動 <u>第5 災害対策本部組織体制の拡充【新設】</u> ・市業務継続計画（BCP）の策定 ・緊急時対応マニュアルの作成 ・指揮所の確保及び災害対策本部の代替設置場所の確保 ・公共施設の代替場所の確保 ・防災拠点施設における自家発電用設備の整備 ・庁舎内のキャビネット等の転倒防止対策
第3款 応援協力体制の整備	<u>第1 市町村間の相互応援</u> ・多種多様な団体との災害時の応援協定の締結の推進

目次(案)	修正事項
第5節 避難対策【新設】	<u>第1 避難施設の整備</u> ⇒現行計画第4節第2款からの移動 ・避難所の見直し <u>第2 避難誘導体制の整備【新設】</u> ・地域別の避難計画の作成 ・児童生徒等の避難誘導計画の見直し ・安否確認方法の検討 <u>第3 避難所の開設・運営【新設】</u> ・避難所マニュアルの作成等 ・災害時要援護者、女性への配慮 ・ペットの保護対策 <u>第4 帰宅困難者対策【新設】</u> ・帰宅困難者対策 <u>第5 避難所外避難者への支援体制【新設】</u> ・避難所外避難者への情報提供や支援体制の整備
第6節 災害医療体制の整備 (現行計画 第5節)	
第7節 災害時要援護者の安全確保対策 (現行計画 第6節)	<u>第2 在宅災害時要援護者に対する対応</u> ・災害時要援護者に配慮した避難誘導や避難運営を実施する体制の整備 ・在宅難病患者等の所在把握、機器の電源の確保 <u>第4 外国人に対する対策</u> ・外国人対策（多言語化等）
第8節 ごみ及びし尿処理体制の整備計画 (現行計画 第7節)	
第9節 緊急輸送体制の整備計画 (現行計画 第8節)	
第10節 調査研究計画 (現行計画 第9節)	
第3章 災害応急対策計画	
第1節 災害応急活動体制	<u>第3 市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携</u> ・危機管理体制の見直し、指揮・命令系統の徹底 ・災害対策本部組織・参集体制の見直し ・事務分掌の見直し検討 ・災害対策本部の代替場所の明記 ・業務経験のあるOBの活用や非正規職員等への応援要請

目次(案)	修正事項
第2節 情報の収集・伝達計画	<u>第2 通信計画</u> ・多様な連絡手段の確保 <u>第3 被害情報等収集報告取扱</u> ・被害情報の一元管理・共有体制の整備 ・被害情報の分析による指揮機能の強化 ・災害対策本部で収集した被害情報等の速やかな関係部署への提供 <u>第4 災害広報計画</u> ・電話対応マニュアルの作成
第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画	<u>第2 救急・救助</u> ・惨事ストレス対策
第4節 警備・交通計画	<u>第1 災害警備計画</u> ・警察等によるパトロール体制の強化 ・地域住民による防犯活動
第5節 避難計画	<u>第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等</u> ・避難の判断基準、指示内容の作成 <u>第5 避難誘導の方法</u> ・外国人の避難対策 <u>第7 避難所の開設</u> ・ペットの保護対策 <u>第8 避難所の運営</u> ・避難所における女性への配慮 ・中・長期間にわたる避難所生活への対応 <u>第9 避難所外避難者への対応【新設】</u> ・避難所外避難者、市外へ避難した住民の安否確認、情報受伝達
第6節 医療救護・防疫等活動計画	<u>第3 保健活動</u> ・こころのケア対策の充実 <u>第4 行方不明者の搜索及び遺体収容埋葬計画</u> ・遺体の一時保管場所の確保 ・広域的な対応（遠隔地の火葬場へ遺体搬送・火葬等）
第7節 救援計画	<u>第2 食糧の配布</u> ・災害時要援護者への配慮した食糧の供給 <u>第3 生活必需品等の配布</u> ・時間経過、時季に配慮した物資の供給 ・物資配布時における女性への配慮

目次(案)	修正事項
第 8 節 広域応援・自衛隊派遣要請計画	
第 1 款 広域応援要請計画	<u>第 1 市町村相互の応援</u> ・他の自治体への応援体制の構築 <u>第 8 他の自治体からの避難者の受入れ【新設】</u> ・他の自治体からの避難者の受入れ体制の整備
第 2 款 自衛隊派遣要請計画	
第 9 節 生活関連施設等の応急復旧計画	
第 10 節 応急教育計画	<u>第 1 児童・生徒等の安全確保</u> ・児童生徒等の避難誘導體制の見直し
第 11 節 障害物の除去・清掃計画	<u>第 1 障害物の除去</u> ・災害廃棄物の保管場所の選定及び最終処分方法の規定 ・有害廃棄物（アスベスト、PCB）に対する対策 ・関係団体との連携による処理体制（災害支援協定の締結等）
第 12 節 公的住宅等の提供及び住宅の 応急修理計画	<u>第 1 応急仮設住宅の建設</u> <u>第 2 公的住宅等の提供</u> ・仮設住宅、借り上げ応急住宅の計画の作成
第 13 節 ボランティア協力計画	
第 14 節 災害時要援護者等の安全確保 対策	<u>第 2 在宅災害時要援護者の安全対策</u> ・災害時要援護者に配慮した避難誘導や避難運営の実施体制の構築 ・在宅難病患者等の所在把握、機器の電源の確保 <u>第 3 外国人の安全確保</u> ・文書等の多言語化等
第 15 節 帰宅困難者対策	<u>第 3 帰宅困難者・滞留者対策の実施</u> ・一斉帰宅者の発生の抑制 ・帰宅困難者に対する支援体制の構築 ・関係機関（鉄道、バス、学校、警察、消防、病院、大規模商業施設等）と連携した情報連絡体制の構築 ・一時滞在施設の増加による帰宅困難者等の安全の確保 ・徒歩で帰宅する帰宅困難者等への支援 ・小学校、保育所や放課後児童クラブの滞留児童に対する対策

目次(案)	修正事項
第4章 災害復旧計画	
第1節 民生安定のための緊急措置計画	<u>第1 被災者の生活確保</u> ・災害復旧・復興時に必要な文書、様式手続（り災証明等）の明確化 ・文書の多言語版の用意 ・建築物の被害認定調査における点検項目リスト等の確認 ・他の自治体に避難した被災者への必要な情報等の提供 <u>第7 義援金品の配布</u> ・義援金の迅速な配分 ・個人等からの小口義援品の受入れ方針
第2節 生活関連施設等の復旧計画	
第3節 激甚災害の指定に関する計画	

<大規模事故編>

目次	修正事項
第1章 総 則	
第1節 計画の目的・構成	
第2節 活動体制	
第2章 大規模事故対策計画	
第1節 大規模火災対策計画	
第2節 林野火災対策計画	
第3節 危険物等災害対策計画	
第4節 航空機災害対策計画	
第5節 鉄道災害対策計画	
第6節 道路災害対策計画	
第7節 放射性物質事故対策計画	<u>4 応急対策</u> ・福島第一原子力発電所事故への対応を踏まえた応急体制の構築 ・放射線量の測定等の担当部署の設置 ・モニタリング及びその結果の公表体制の整備 ・総合相談窓口の設置、対応 ・放射性物質の健康への影響等の広報 ・安定ヨウ素剤の備蓄の検討 ・放射性物質の除染対策

複合災害編【新設】

目次	修正事項
(構成については検討中)	・ 複合災害（地震＋洪水）の被害想定および対応検討 ・ 津波の河川遡上対策

※風水害等編、震災編附編（東海地震に係る周辺地域としての対応計画）については、震災編に準じて修正します。

3. 事業継続計画（BCP）の策定

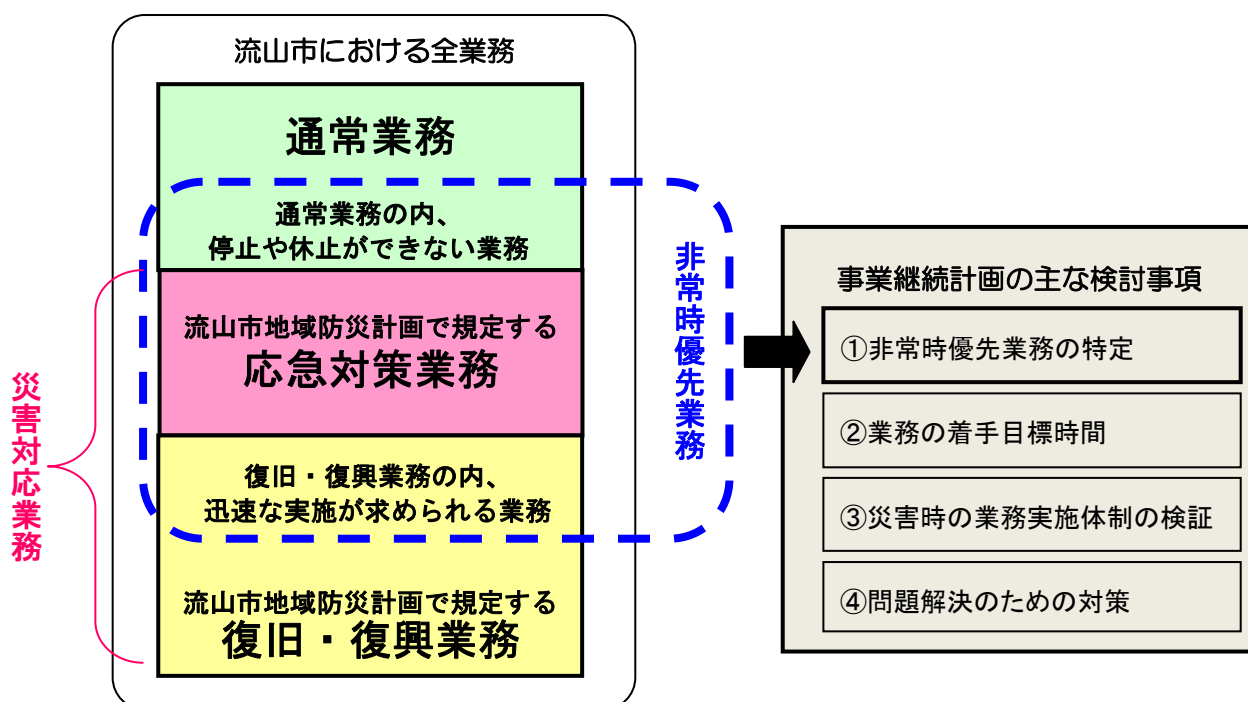
3.1 流山市における災害時の事業継続の課題

- ・首都圏の直下を震源とする地震や、記録的豪雨による江戸川の氾濫等、大規模な自然災害が発生した場合でも、流山市は、市民の生命を守り都市機能の維持を図るために、必要な行政サービス（事業）を確実に実施・継続することが求められます。
- ・災害時に必要な行政サービスには、流山市地域防災計画に記載された「応急対策業務及び復旧・復興業務」だけではなく、同計画には記載されていない「平常時の通常業務の内、長期間停止できない業務」も含まれます。こうした業務を総称して『非常時優先業務』と呼びますが、特に後者の通常業務の中の非常時優先業務については、該当する業務を市として明確化することが課題となっていました。
- ・また、災害時に想定される流山市の状況（参集職員が少なく、交通機関が停止し、停電や断水が発生しているような状況）において、上記の『非常時優先業務』にどの程度対応が可能かを検証しておく必要があります。

3.2 流山市事業継続計画の目的と検討内容

- ・上記の課題を受け、災害時に『非常時優先業務』を確実に実施できるようにすることを目的として、市として初めての「流山市事業継続計画」策定に取り組むこととしました。
- ・流山市事業継続計画の策定にあたり次の事項を検討します。
 - ① 流山市の多数の業務の中から『非常時優先業務』を特定します。
 - ② 特定した『非常時優先業務』について、個別に災害発生後の「着手目標時間」を決めます。
 - ③ 想定する災害時に、『非常時優先業務』が「着手目標時間」内に実施可能なのかを検証します。とくに職員の参集状況による制約を分析します。
 - ④ 検証後、問題がある場合は、その解決のための対策を講じます。

■流山市事業継続計画の内容イメージ



3.3 計画の策定

(1) 目次構成

下記のような仮の目次構成を念頭に作業を進めます。

【目次構成（仮）】

1. 事業継続計画の基本的な考え方
2. 基本方針
3. 計画の前提条件（被害と職員参集状況の想定）
4. 事業継続計画の対象業務（非常時優先業務）
5. 事業継続に必要な資源の現状と課題
6. 事業継続のための事前対策
7. 計画の推進

(2) 基礎調査

流山市事業継続計画策定の基礎調査として、次の分析を行います。①及び②の結果を突き合わせることによって、非常時優先業務に必要な職員数の過不足を明らかにします

① 業務分析

非常時優先業務の絞り込みと必要人員等の確認を行います。これにより、災害発生後の時間経過に沿った、非常時優先業務の必要職員数の推移、その他不可欠な業務資源を明らかにします。

[検討内容]

- ・「平常時の各部の通常業務」と「地域防災計画上の災害対応業務」のリストアップ
- ・その中から、災害後1週間以内での着手が必要な業務（＝非常時優先業務）を抽出
- ・抽出した非常時優先業務について、業務着手目標時間、着手後の所要業務日数（災害対応業務のみ）、業務実施に最低限必要な人員等の重要資源とその量等を設定

② 職員参集予測

災害時における市職員の所定の場所（本庁舎等）への参集状況を予測し、災害発生後の時間経過に沿った参集職員数の推移を明らかにします。

[検討内容]

- ・夜間又は休日に全職員の参集が必要になった場合を想定
- ・地震時・水害時ともに、各職員が居住地から参集場所に＜徒歩＞で参集する時間を予測
- ・自身や家族の負傷や居住地域の被害状況等によって参集困難な職員の発生を考慮

(3) 対策の検討

非常時優先業務の実施体制を確実なものにするために、次のような点を検討します。

- ・本庁舎の建物、電気、上・下水道、電話、情報通信システム等の被害想定とその対応
- ・職員用の水・食糧等の備蓄、トイレや睡眠室の確保、健康管理
- ・職員が被災した（勤務時間内、時間外）場合の対応の明確化（行動マニュアル化）
- ・BCPについての職員の教育、訓練
- ・BCPの点検、見直し

災害時の行政運営には様々な課題があるなかで、事業継続計画における上記のような検討を踏まえ、庁舎や情報システムが利用できない場合の代替策や、いつどこで発災しても職員が統一して行動できるマニュアルの作成等に取り組むことにより、非常時優先業務の的確な実施、ひいては災害に強いまちづくりを進めます。

作業工程表

作 業 項 目		H23年		H24年		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月	
基礎調査	1)資料収集整理																														
	2)災害教訓の整理																														
	3)地震被害想定																														
	①データの収集整理																														
	②地震動予測																														
地域防災計画の修正	③被害予測																														
	4)複合災害の想定																														
	5)重点課題の整理																														
	1)修正方針の検討																														
	2)本市特性等の反映																														
	○災害時要援護者関係団体の意見聴取																														
	3)地域防災計画修正案の作成																														
	①修正案(素案)の作成																														
	②安心安全課内調整／素案修正																														
	③各課照会／素案修正																														
	④新旧対照表作成																														
	⑤防災会議・パブリックコメント結果の反映／修正確定																														
	4)資料編の修正																														
	①所収資料の選定・収集																														
	②資料の整理・編集																														
5)防災会議・パブリックコメントへの対応																															
①防災会議開催の支援																															
②パブリックコメント実施の支援																															
6)地域防災計画の作成																															
7)地域防災計画概要版の作成																															
8)職員初動マニュアルの作成																															
①構成検討																															
②原案作成																															
③庁内調整／修正																															
事業継続計画（BCP）の策定	1)基本方針の検討（調査方針の確認）																														
	2)職員参集状況の予測																														
	①職員データの入手																														
	②参集状況の予測作業																														
	3)事業分析による非常時優先事業の特定																														
	①通常業務のリストアップ																														
	②災害対応業務のリストアップ																														
	③業務分析用ワークシート作成																														
	④業務分析記入手引き作成																														
	⑤業務分析の作業説明会実施																														
	⑥業務分析(各課にて)																														
	⑦非常時優先業務の特定																														
	4)非常時優先事業における必要資源等の整理																														
	5)事前対策の検討																														
	6)事業継続計画策定に関する会議の運営支援																														
7)事業継続計画のとりまとめ																															
成果品(業務報告書)の作成・印刷・納品																															
打合せ・協議(12回以上)																															